

28 東京法学院教員認可 (明治三十三年八月)

(欄外注記 2)
(欄外注記 1)
 明治卅三年八月十三日受
 第三課主任属渋谷元郎(印)
 知事 内務部長(代理・松浦印) 第三課長(岡印) (後藤印)

私立学校教員認可書交付之件
(朱書)
 (三丙二七一七ノ三) 川名兼四郎

馬場 愿治

右兩名ニ対スル私立法学院教員認可書文部省ヨリ回致相成候ニ
 付該校へ交付方可然御取計相成度此段申進候也

内務部長

(印)
 割 神田区長宛
(欄外注記 1)

「收受三丙二七一七号」「判決八月十五日」「施行八月十五日」

(欄外注記 2)
 「完結」「明治三十三年九月十九日」

(欄外注記 1)
 明治卅三年八月二日受
 第三課主任属渋谷元郎(印)
 知事 内務部長(阪本印) 第三課長(岡印) (後藤印)

教員認可願進達按
(朱書)
 (三丙二七一七ノ二)

川名兼四郎

馬場 憲治

右府下私立東京法学院之囑託ニ依リ教授ニ從事致度旨願出候ニ
付願書及進達候也

年 月 日

府知事

割印

文部大臣宛

進 達 願

馬場憲治外一名ヨリ文部大臣宛差出候別紙認可願書御進達被成
下度此段奉願候也

明治三十三年八月一日

私立東京法学院長 菊池武夫 印

東京府知事男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

割印

明治卅三年八月一日

東京市神田区長 桑田房吉 印

(欄外注記1)

「収受三丙二七二七号」「施行八月四日」

〔明治三十三年 文書類纂 学事

624 C 6〕